十四に、麻乎其母能、於夜自麻久良波、和波麻可自夜毛、などよめるにてしらるべし、高とつゞくることは、日本紀私記に、師説、古以蔣爲枕云、高之眼目須流故、欲言高之始有此言乎といへり、さらば床の上に枕はことに高くする物なれば、事もなく高しといふにやあらん、又掃部寮式に、大嘗宮の神坐料の坂枕一枚、長二尺五寸、廣三尺、料編薦一枚、生絲一兩と有、或傳に、この神床の八重疊の下に、其薦枕をかひ敷て、高くすといへり、然れば枕の方高くて、床の上斜なれば、坂枕てふ名も有歟、是ぞ上つ代の臥床のさまなるべければ、こも枕高してふも此意ならんかとも覺ゆ、

〔日本書紀十六武烈〕大伴連將數千兵、徼之於路、戮鮪臣於乃樂山、○註略是時影媛逐行戮處、見是戮已、驚惶失所、悲涙盈目、遂作歌曰、伊須能箇瀰賦屢鳴須擬底、擧慕摩矩羅、拖箇播志須擬、○下略

〔日本書紀通證二十一武烈〕擧慕摩矩羅私記曰、古以蔣爲枕、云高之眼目、故爲高之發語、

〔宇佐託宣集〕小山田社部

元正天皇五年養老三年、癸未大隅日向兩國隼人等襲來、擬打傾日本國之間、同四年甲申公家被祈申當宮之時神託、○中略我禮昔此薦爲枕、發百王守護之誓幾、百王守護者可降伏凶賊也者、依之諸男奉苅此薦、令造別屋、七日參籠、一心收氣、奉裏御枕御長一尺、御徑三寸、皆以神慮也、

〔萬葉集七挽歌〕雜挽

薦枕、相卷之兒毛、在者社、夜乃深良久毛、吾惜責、

〔萬葉集十四〕相聞

比登其等乃之氣吉爾余里氐、麻乎其母能、於夜自麻久良波、和波麻可自夜毛、

〔萬葉集略解十四下〕まをごもは蔣にて、こゝはこも枕をいへり、冠辭考にもまくらの條にくはし、

〔夫木和歌抄三十二枕〕嘉禎四年百首いな枕。

民部卿爲家